

○公的研究費運営・管理委員会細則

(平成19年9月28日細則第100号)

改正 平成21年3月26日細則第27号 平成22年3月25日細則第51号

(趣旨)

第1条 この細則は、公的研究費運営・管理規程(平成19年規程第65号)第8条第2項の規定に基づき、公的研究費運営・管理委員会(以下「委員会」という。)の構成その他必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査又は審議し、必要に応じ、最高管理責任者にその結果を報告する。

- (1) 研究所における公的研究費の執行状況に関すること。
- (2) 研究所における公的研究費の執行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員15人以内をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

理事(研究担当)

経営企画部長

総務部長

人事部長

経理部長

契約業務部長

監査・コンプライアンス室長

外部資金室長

連携推進部長

- 2 前項に掲げるほか、委員長は、必要に応じて委員を指名することができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 前項の出席者は、審議事項につき意見を述べることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき者は、委員長が指名する。
- 3 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する者がこれにあたる。
- 4 部会長は部会を掌理する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、経理部会計課が行う。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日細則第27号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日細則第51号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。